

5. 「教養教育科目」における免許取得のための単位の修得方法

免許状取得には、「教養教育科目」においても第4表のように単位の修得が必要です。

(※詳細は「教養教育科目履修マニュアル」等で確認して下さい。)

(第4表)

免許法施行規則第66条の6 に定める科目及び単位数	左記に対応する 授業科目	単位数	所 要 単 位
日本国憲法 (2単位)	法と社会B	2	2単位必修
体育 (講義と実技を含むこと) (2単位)	運動と健康B	2	2単位必修
外国語コミュニケーション (2単位)	英語 Speaking (初級)	2	いずれか2単位修得
	英語 Speaking (中級)	2	
	英語 Speaking (上級)	2	
情報機器の操作 (2単位)	情報処理入門B	2	2単位必修